

## 社会福祉法人尚生会 役員等に対する報酬及び旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び旅費等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
  - (2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員及び非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4の通り、費用を弁済する。但し、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 理事長及び常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等の締切期間は、月の初日から当月月末までとし、支給日は、翌月15日（この日が土曜日、日曜日又は、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時はその後日）とする。
  - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
  - (3) 報酬等の支給は、本人の指定する口座に振込むものとする。
  - (4) 退職金については、退職後3か月以内に支給する。
- ただし、刑法行為その他これに準ずべき重大な過失により退職したときは、退職金は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日からの報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(旅費)

第5条の1 役員等が法人に対する必要な活動により出張命令を受けて旅行する場合に旅費を支給する。

2. 評議員会、理事会、法人の監査等については、別表4に定める額

3. 関係法令で定めるべき次の委員が、会議等に出席する場合は、別表5に定める額

4. その他法人役員が業務・研修等に出張した場合は、社会福祉法人職員旅費規程を適用するとともに、別表1、別表2の管理職区分を適用する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条 この規程の運営が困難な場合には、理事会において検討をする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1 (理事長及び常勤役員等の報酬)

	報酬の額	
理事長	月額	800,000円
常勤役員	月額	400,000円

別表2 (理事長及び常勤役員等の賞与)

	7月賞与の額	12月賞与の額
理事長	月額報酬の1/2か月分	月額報酬の1/2か月分
常勤役員	月額報酬の1か月分	月額報酬の1か月分

別表3 (理事長及び常勤役員等の退職金算定式)

	退職金算定式
理事長	最終報酬月額×支給率×1.5 (支給率は、国家公務員退職手当 自己都合を適用する)
常勤 役員	最終報酬月額×支給率×1.2 (支給率は、国家公務員退職手当 自己都合を適用する)
	その他の評価は、理事長が行う

別表4（非常勤役員等の旅費）

(1) 評議員

	半日	全日
会議への出席 法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円	6,000 円

(2) 理事

	半日	全日
会議への出席 法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円	6,000 円

(3) 監事

	半日	全日
会議への出席 法人及び施設業務の為の出勤	2,000 円	6,000 円
監事監査等への出席	6,000 円	

別表5（関係法令で定めるべき委員の旅費）

	額
苦情解決第三者委員	1,000 円
運営推進会議委員	1,000 円
評議員選任・解任委員	2,000 円

附 則

この規程は平成17年4月1日から実施する。

平成21年 6月 1日 一部改正

平成22年11月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正  
平成29年 1月 6日 一部改正  
平成29年 4月 1日 一部改正  
平成30年 6月14日 一部改正  
令和 元年 12月 1日 一部改正 (全条 改正)  
令和 6年 3月14日 一部改正